

## **[事案 28-41] 契約貸付無効請求**

・平成 29 年 4 月 24 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 28-40]の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

複数の契約貸付はいずれも身に覚えがないことを理由に、本契約の解除・解約時に解約返戻金から控除された契約貸付精算金相当額の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 2 月に契約したことも保険ほか 6 件の保険契約の契約貸付は、いずれも募集人が申立人に無断で行ったものであり、無効であるため、本契約の解除および解約時に解約返戻金から控除された契約貸付精算金相当額の支払いを求める。

### **<保険会社の主張>**

本契約の契約貸付は、いずれも申立人自身が ID 及びパスワードを用いて行ったものであり、有効である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約貸付手続時および契約申込み時の状況等を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、相手方に対し、和解を促したところ、保険会社より、和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。